

SAISON office 合同会社との契約内容について

PayPay 銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2018 年 6 月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」とそれに係る政府令等に基づき、SAISON office 社との API 接続に係る契約内容の一部を公表いたします。

1. お客さまに損害が発生した場合の当社と電子決済等代行業者との賠償責任の分担について

（1）当社が提供する API(以下、「本 API」といいます。)を使用して、電子決済等代行業者がお客さまに提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）に関してお客さまに損害が生じた場合は、電子決済等代行業者は、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償または補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、お客さまに生じた損害を賠償または補償します。

（2）ただし、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、電子決済等代行業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、お客さまに補償を行うものとします。

2. 電子決済等代行業者による情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置ならびに当社が行う措置について

（1）電子決済等代行業者は API 接続で当社から取得したお客さまに関する情報を、個人情報保護法その他法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱うものとします。

（2）電子決済等代行業者は本サービスに関し、コンピューターウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正アクセスまたは情報漏えい等を防止するために必要なセキュリティ対策を、接続事業者の費用と責任において行うものとします。

（3）当社は電子決済等代行業者によるお客さま情報の適正な取り扱いもしくは安全管理のために行う措置が不適切であると判断した場合、電子決済等代行業者との API 接続を停止することがあります。

3. 電子決済等代行業再委託者による情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置ならびに当社が行う措置について

（1）電子決済等代行業者は電子決済等代行業再委託者に対し、自らが当社に負うお客さま情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置に関する義務と同等の義務を電子決済等代行業再委託者に課し、その責任を負うものとします。

（2）当社は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者に対する適切な対応を怠ったと判断した場合、電子決済等代行業者との API 接続を停止することがあります。